是正等措置・制度改善等状況報告書

三道第１７号
令和６年５月１６日

三田市オンブズパーソン　竹村　正樹　様

市の機関名　　三田市長　　田村　克也

令和６年　３月２７日付けの［勧　告／意見表明］に係る［是正等の措置／制度の改善等の状況］につきまして、三田市オンブズパーソン条例第１７条第２項の規定により報告します。

勧告・意見表明の趣旨	本調査の範囲では「虚偽の書類を作成」したと直ちに判断することはできない。市の趣旨と申立人の理解に食い違いがあったことが、本件の根本原因であると思われる。 本件フェンスの修理の責任の所在については、最終的には法的解決するほかないと思われるが、こうしたケースを今後事前に予防する方策について検討しておくことが望ましい。 令和５年４月以降の問合せに対して、担当部局は回答までやや時間を要したことは否めない。仮に市の対応に問題がないとしても、対応に時間を要することで市民の誤解を招く事や不満を高めることはあるので、市民対応について一層の誠実さをもって対応するように努められたい。
是正等の措置・制度の改善等の状況又は是正等の措置若しくは制度の改善を講ずることができない旨及びその理由	本件のような事案に限らず、市民の財産に関係するような重要な打合せや協議については、複数人で対応する事を基本とし、かつ、丁寧で誤解のない説明を心掛けます。また、相手方の氏名や協議日時、協議場所、何よりも協議内容を示した打合せ記録簿の作成を徹底することで、後日に再度の問い合わせがあった場合にも迅速かつ正確な状況判断のもと対応できるよう改善しました。 本件は５年以上前の事案であり、申立人の主張と当課の説明内容や主張が大きく異なっており、双方の主張の確認に多くの日数を要したことが、この申立に至った理由の一つと考えられます。今後は、可能な限り迅速かつ丁寧な対応を基本とすることで、市民の誤解や不満を高めるような事案が発生することが無いように努めます。

所管課	三田市　都市整備部　道路河川課
備考	特になし